

## 居宅(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書について

要介護(要支援)の認定を受けた方が、介護保険の在宅サービスを利用する場合、ケアプラン(居宅サービス計画)に基づいてサービスが提供されます。

ケアプランの作成を介護支援専門員に依頼した場合、また、ケアプランの届出内容(作成依頼事業者など)に変更があった場合には届出が必要です。

### 【提出のタイミング】

- ① 被保険者が初めて介護保険の在宅サービスを利用するとき
- ② 居宅介護支援事業所等を変更するとき(介護予防支援、介護予防ケアマネジメントにおいて委託事業所を変更する場合を含む)
- ③ 居宅介護支援事業所等の事業所番号が変わるとき
- ④ 要支援認定から要介護認定、要介護認定から要支援認定に変わるとき
- ⑤ 介護保険施設等から退所・退居し、在宅サービスを利用するとき
- ⑥ 他市区町村から多治見市に転入し、在宅サービスを利用するとき

### 【提出者】

被保険者本人又は家族

ただし、ケアプランを作成する居宅介護支援事業所等が代理で提出することができます。

### 【提出方法】

- ① 窓口へ持参  
介護保険被保険者証の原本とともに窓口にて届出を行った場合は、その場で届出内容を記載した介護保険被保険者証をお渡します。  
原本が無い場合は、被保険者のご自宅又は送付先へ郵送します。
- ② 郵送  
郵送にて届出を行った場合は、届出内容を記載した保険証について、後日被保険者のご自宅又は送付先へ郵送します。



## 【提出書類】

要介護1～5(見込み)の方

居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書 (様式第 23 号(第 27 条関係))

要支援1・2(見込み)の方

介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書 (様式第 23 号の2(第 27 条関係))

※郵送での届出の場合のみケアマネ証の写しを添付してください。

## 【その他の日付や署名の扱いについて】

### ① 同意を得た日について

「事業者が調査内容、審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を提示すること」について利用者が同意した日をご記入ください。

### ② 署名について

氏名については、原則、被保険者本人の自署又は押印が必要です。ただし、被保険者本人の身体の状態等により、本人が自署できない場合は、親族による代筆も可能です。

※代筆の場合は、被保険者氏名、代筆者氏名、続柄(被保険者と代筆者との関係)を記入してください。

### ③ その他留意

原則、月をまたいで遡ることはできませんので、提出日に注意してください。

## 【要介護認定申請中の場合(暫定の届出)】

認定申請中で、認定結果が確定する前にいわゆる暫定ケアプランにて介護保険のサービスを利用する場合にも、サービスを利用する前にあらかじめ届出をする必要があります。

要介護・要支援認定のうち、どちらかの見込みが立つ場合は、その見込むどちらか一方の届出をしてください。どちらになるか見込みが立たない場合には、認定結果が出る前にあらかじめ、要介護・要支援認定の両方の場合の届出を提出してください。認定結果が確定した時(審査会当日)に、結果に応じた届出があったものとして登録します。

暫定の届出をするにあたっては、必ず居宅介護支援事業者と地域包括支援センターの双方で調整の上、提出をしてください。

### 【お問い合わせ】

多治見市役所 高齢福祉課 介護資格グループ  
〒507-8787

岐阜県多治見市音羽町1丁目 233 番地

TEL:0572-23-5826(直通)